

|                   |       |
|-------------------|-------|
| 第3回 子ども・子育て支援等分科会 | 参考資料2 |
| 2023年11月21日       |       |

## 「こども・子育て支援加速化プラン」等に基づく 制度改正事項について

- 「こども・子育て支援加速化プラン」等に基づく制度改正事項のうち、子ども・子育て支援等分科会で検討が必要なもの
  - ・ こども誰でも通園制度（仮称）の創設に関する事項
  - ・ 出産・子育て応援給付金及び妊産婦等に対する伴走型相談支援の制度化に関する事項
  - ・ 子ども・子育て支援制度における継続的な見える化に関する事項
  - ・ 保育士・保育所支援センターの機能強化など保育士復職支援強化に関する事項
  - ・ 小規模保育事業の対象年齢拡大に関する事項
  - ・ 保育所等における虐待等に関する制度的対応に関する事項 等
  
- 「こども・子育て支援加速化プラン」等に基づく制度改正事項のうち、子ども・子育て支援等分科会以外の会議体で検討するもの
 

他の会議体で検討の上、子ども・子育て支援等分科会へ報告予定。

  - ・ 児童手当法の見直しに関する事項（こども政策に係る実務者検討会）
  - ・ 地域限定保育士制度の全国での実施を可能とすることに関する事項（保育士資格等に関する専門委員会）
  - ・ 保育教諭の特例措置の期限到来を受けた改正に関する事項（保育士資格等に関する専門委員会）
  - ・ 認可外保育施設に関する時限的措置の期限到来に対する対応に関する事項（こども政策に係る実務者検討会）
  - ・ 母子保健関係に関する事項（成育医療等分科会） 等

## こども家庭審議会（親会）

分科会

子ども・子育て支援等分科会

児童福祉文化分科会

成育医療等分科会

基本政策部会

幼児期までのこどもの育ち部会

こどもの居場所部会

科学技術部会

社会的養育・家庭支援部会

児童虐待防止対策部会

障害児支援部会

部会

※10/12 第2回子ども子育て支援等分科会において設置

子ども・子育て支援等に関する企画委員会

《こども家庭審議会以外の主な会議体》

こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた  
試行的事業実施の在り方に関する検討会

こども政策に係る実務者検討会

※8/29 第6回幼児期までのこどもの育ち部会決定により設置

保育士資格等に関する専門委員会

(注1) 部会は、こども家庭審議会令第6条第1項において「審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる」とされており、令和5年4月21日のこども家庭審議会（親会）において設置を決定。

(注2) 分科会は、こども家庭審議会令第5条において、子ども・子育て支援等分科会、児童福祉文化分科会、成育医療等分科会が規定されている。